

委託業務特記仕様書（令和6年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web検査【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（CIM活用業務【受注者希望型】）

第11条 本業務は、CIM（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、CIM活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

CIM活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

舗装補修設計業務 仕様書

1. 委託業務の目的

本業務は、徳島県東部県土整備局（徳島庁舎）が管理する一般国道・主要地方道・一般県道のアスファルト舗装の変状および健全度を把握・評価（診断）し、舗装補修設計を行うものである。

2. 業務内容

本業務の主な内容は次のとおりである。

「調査業務」

- (1) 既存資料の整理
- (2) 舗装たわみ量調査(FWD調査車による測定)
- (3) 開削調査（既設舗装厚確認）

「設計業務」

- (1) 設計協議
- (2) 現地踏査
- (3) 関係機関協議
- (4) 舗装たわみ量解析
- (5) 舗装補修設計

3. 調査業務

(1) 既存資料の整理

- ① 徳島県道路台帳を基に延長及び幅員を抽出し、設計図及び舗装展開図等に反映させる。

(2) 舗装たわみ量調査

- ① 路床を含めた舗装全体の支持力や舗装を構成する各層の健全度を評価するため、FWD調査車によりたわみ量の測定を行う。測定位置は、現地踏査時に受注者が提案し、監督員と協議の上で決定するものとする。
- ② 調査の時間帯（昼間または夜間）については、別紙設計箇所一覧表のとおり想定している。現地踏査の結果などにより、これによりがたいと判断される場合は監督員と協議の上で変更できるものとする。

(3) 開削調査

- ① 既設舗装の構成（材質）や厚さを確認・記録するため、開削調査を行う。交通規制を行い深さ50cm程度の開削を行うことを想定している。
- ② 開削は人力作業（ブレーカー使用）にて行い、路床天端面まで開削した後に舗装構成や厚さを黒板等に記載して写真撮影を行う。
- ③ 写真撮影に当たっては、箱尺やリボンテープ等を当てるなど各層の厚さを確認しやすいよ

うにする。また、近接の写真だけでなく、遠望からの全景写真も撮影するものとする。

- ④ 路盤材の材質判定（スラグまたは砕石）やセメント改良の有無の確認のため、路盤にフェノールフタレイン溶液の噴霧を行う。
- ⑤ 写真撮影後に発生土にて埋戻し・転圧を行い、舗装復旧は高耐久型常温合材にて行う。
- ⑥ 開削位置は現地踏査結果と、たわみ量調査の結果をもとに受注者が提案し、監督員と協議の上で決定するものとする。なお、車道の端部や路肩付近は車線内と舗装構成が異なる可能性があるため、基本的には車線中央付近にて調査するものとする。
- ⑦ 開削調査の時間帯（昼間または夜間）については、別紙設計箇所一覧表のとおり想定している。現地踏査の結果などにより、これによりがたいと判断される場合は、監督員と協議の上で変更できるものとする。

4. 設計業務

(1) 現地踏査

- ① 舗装状況の把握・確認を行う。

対象区間において、路面性状調査（別途）において計測された指標（ひび割れ率等）を参考に現地を確認し、舗装補修区間の決定と写真撮影（ひび割れ等劣化状況を整理して修繕区間の根拠）を行う。

- ② 各対象区間の起終点が分かるように路側構造物等にプラスチック鋸を設置し、写真撮影を行う。
- ③ たわみ量の測定位置のマーキングやロードメジャー等による点間距離の計測を行う。

(2) 関係機関協議

- ① 地下埋設物（電気・通信ケーブル、ガス・水道管等）の有無について、各占用事業者に、照会し調査する。埋設物が存在する場合は、平面図や標準断面図等の設計図面に明示する。
- ② 所管警察署に道路使用許可申請等を行う。

(3) 舗装たわみ量解析

- ① たわみ量調査と開削調査の結果を基に多層弾性理論による逆解析を実施し、舗装を構成する各層と路床の弾性係数を算出・推定する。
- ② 弾性係数の値から、路床土の設計CBR値および舗装各層の等値換算係数を算出・推定する。

(4) 舗装補修設計

- ① 設計計画

既存資料の収集整理を行った上で、業務全体の実施方針や業務工程、組織計画等を示した業務計画書を作成する。既存資料として発注者より道路台帳附図と、現存する供用開始時の図面（平面図・横断面図・舗装構造図など）を貸与する。業務計画書には、現場作業の実施計画（調査計測方法及び安全管理計画等）も記載する。

② 既設舗装の評価

現地踏査の結果と、たわみ量調査・解析の結果をもとに損傷の程度を評価し、破損の発生原因を推定（特定）し、健全性の評価（診断）と破損の原因を推定（特定）する。特に、基層，路盤，路床の評価（診断）には留意する。

③ 設計条件の設定

- (ア) 評価結果を基に補修設計に必要な交通条件，基盤条件，現場の制約条件，材料条件等を設定する。
- (イ) 交通条件は，現地踏査の結果及び既存の道路センサス交通量をもとに設定する。
- (ウ) 基盤条件は，たわみ量調査と開削調査の結果をもとに各設計区間における舗装の要求性能に応じて設定する。

④ 補修工法の選定

- (ア) 既設舗装断面の評価結果に基づき，設計区間ごとに適切な補修工法（舗装構造）を選定する。
- (イ) 破損の原因を排除・解消できる工法（構造）を選定するものとする。
- (ウ) 候補となる工法（構造）を経済性，施工性等を比較検討し各設計区間に最適な工法（構造）を選定するものとする。比較設計表を作成し，工法（構造）の選定理由が明確に分かるよう整理する。
- (エ) 現道交通量，周辺の住環境・商業環境等に配慮し，施工計画も考慮した上で補修工法を検討する。

⑤ 舗装構造計算

- (ア) 設計条件に基づきT A法に準じて設計することを基本とする。
- (イ) 概算工事費の算定にあたっては，積算根拠の資料を整理し報告書に添付するものとする。

⑥ 設計図

1) 位置図

設計区間毎に設計区間の位置を明示した位置図を作成する。

2) 平面図

- (ア) 設計区間毎に作成する。また，舗装工と区画線工について別個に作成する。
- (イ) 各設計区間の道路台帳附図スキャニングデータを発注者から提供するため，これを基図として作成することを想定している。道路台帳附図に特定の個人名，企業名が記載されていた場合は，これらの情報を削除した上で基図を作成する。
- (ウ) 縮尺は，S=1:500を標準とする。
- (エ) 施工箇所の起終点や施工範囲が分かるよう着色，旗揚げするものとする。

- (オ) 設計箇所住所、道路沿いのランドマークとなる建物の一般名称も明示する。
- (カ) A3サイズで印刷した際に文字・数字・記号が明確に読めるように図面レイアウトや文字サイズに配慮するものとする。
- (キ) 平面図には路線名、住所、方位記号、距離標（起終点のみ）を記載するものとする。

3) 標準横断面図・舗装構成図

- (ア) 標準横断面図は原則として設計区間毎に作成し、横断幅は道路幅員相当とする。設計区間毎に各1断面を基本とする。
- (イ) 舗装構成図には現況舗装構成と補修舗装構成の両方を記載するものとする。補修舗装構成には、工事実施に必要な仕様を漏れなく記載するものとする。

4) 展開図

- (ア) 設計区間毎に舗装工と区画線工について別個に作成すること。
- (イ) 展開図の縮尺は、 $V_s=1:500$ 、 $H_s=1:100$ を標準とする。
- (ウ) A3サイズで印刷した際に文字、数字、記号が明確に読めるように、図面レイアウトや文字サイズに配慮するものとする。

⑦ 数量計算書

- (ア) 設計区間毎に舗装工と区画線工について別個に作成すること。
- (イ) 「土木工事数量算出要領」により行い、数量の算出結果は「数量集計表様式（案）」と「工事工種体系ツリー」に基づき、設計区間別、工種別にとりまとめるものとする。
- (ウ) 徳島県土木工事標準積算基準書による工事費積算に必要な仕様・条件を漏れなく記載するものとする。

⑧ 照査

照査計画に基づき、適切な時期に詳細設計照査要領に準じて実施し、照査報告書を提出する。

⑨ 報告書作成

業務の成果として本業務特記仕様書および共通仕様書に準じて報告書を作成する。

5. 準拠指針等

本業務では、主に次の解説書、指針等、便覧、関連図書を使用することを想定している。

- (1) アスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧（令和5年3月版），日本道路協会
- (2) 舗装点検要領（平成28年10月），国土交通省道路局
- (3) 舗装点検必携（平成29年版），日本道路協会
- (4) 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月），日本道路協会

- (5) 舗装設計施工指針（平成18年版），日本道路協会
- (6) 舗装設計便覧（平成18年2月），日本道路協会
- (7) 舗装施工便覧（平成18年版），日本道路協会
- (8) 舗装再生便覧（平成22年版），日本道路協会
- (9) 道路維持修繕要綱（昭和53年7月），日本道路協会
- (10) アスファルト舗装工事共通仕様書解説（平成4年12月），日本道路協会
- (11) 舗装性能評価法（平成25年版），日本道路協会
- (12) 舗装性能評価法別冊（平成20年3月），日本道路協会
- (13) 舗装調査・試験法便覧（平成31年版）（平成31年3月），日本道路協会
- (14) 舗装の維持修繕ガイドブック2013（平成25年11月），日本道路協会
- (15) 舗装技術の質疑応答，建設図書
- (16) 舗装の維持修繕，建設図書
- (17) 舗装機械の使い方第2版，建設図書
- (18) 舗装工学の基礎，土木学会
- (19) アスファルトの特性と評価，土木学会
- (20) 路床・路盤材料の特性と評価，土木学会
- (21) 2014制定舗装標準示方書，土木学会
- (22) 非破壊試験による舗装のたわみ測定と構造評価，土木学会
- (23) FWDおよび小型FWD運用の手引き，土木学会
- (24) アスファルト舗装保全技術ハンドブック，鹿島出版会
- (25) 舗装点検要領（平成29年3月），国土交通省道路局
- (26) 舗装点検要領に基づく舗装マネジメント指針（平成30年9月），日本道路協会

6. 交通誘導警備員等

交通誘導警備員の必要人数は，別紙数量総括表のとおり想定している。警察等との協議により変更が生じた場合は監督員と別途協議すること。

7. その他

本仕様書に定めのない事項は必要に応じて発注者と協議して定めるものとする。